



消費生活

サポーター通信

令和3年度第6号

今月のテーマ

身に覚えのない商品が届いたら…

事例

頼んだ覚えが無いわ…

え！
どうしよう



- ・自宅に荷物が届き、受け取ったが、**注文した覚えのない商品だった。**
- ・送り状も確認したが心当たりがない。
- ・既に開封してしまったが、代金を請求されたら**支払わなければならないの**だろうか。

アドバイス



法律が改正され、**一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分**できるようになりました

・一方的に商品が送り付けられた場合、**開封済みであっても代金を支払う必要はありません。**

・代引きは受け取りを拒否しましょう。

・運送業者の**誤配送**や知人からの**プレゼント**の場合も稀にあります。まずは**消費生活センターへ相談を。**

特定商取引法が改正されました 

令和3年7月6日以降

一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に!!



注文していないのに
あなた宛てに届いた商品

「身に覚えのない自分宛ての商品が届いたあなたその商品、直ちに処分できます! 支払も不要です!」(消費者庁ウェブサイト)



◆ご相談は…

消費者ホットライン 局番なし ☎

いやや
188



(お近くの消費生活センターにつながります)

令和3年9月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時~17時30分 土・日・祝日10時~16時 ※年末年始休)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む

または

LINEの「友だち追加」から
「@638mbqrj」をID検索する

